

第96期

報告書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

目次

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	29
■ 監査報告	32

▶連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toshibatec.co.jp/>) に掲載しておりますので、第96期報告書には記載しておりません。

(第96期定時株主総会招集ご通知添付書類)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、一部に持ち直しの動きは見られたものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により総じて景気は低迷し、厳しい状況が続きました。

このような状況下で、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための様々な対策を講じつつ、徹底した固定費削減や構造改革等に取り組み、「店舗・オフィスを起点に顧客現場の課題を解決するソリューションパートナー」を目指して、「ソリューション事業拡大」、「コアビジネス業容拡大」及び「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」に鋭意努めてまいりました。

売上高については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内及び海外市場において主力商品であるPOSシステム及び複合機の需要が落ち込むとともに、営業活動も制限されたことなどから、4,056億94百万円（前連結会計年度比16%減）となりました。また、損益については、売上高の減少による影響を徹底した固定費削減等でカバーしたことから、営業利益は82億63百万円（前連結会計年度比41%減）、経常利益は71億93百万円（前連結会計年度比38%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、構造改革に伴う特別損失を計上したもの、リテールソリューション事業傘下の海外子会社における繰延税金資産について評価性引当額の一部を取り崩したことなどから、71億26百万円（前連結会計年度比91%増）となりました。

なお、当事業年度に係る期末配当については、上記の業績や経営環境等を総合的に勘案した結果、前事業年度の期末配当に比べ10円増配して1株当たり20円とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、何卒ご了承賜りたいと存じます。

当連結会計年度の各事業の経過及びその成果は、次のとおりであります。

事業別売上高及び構成比

事業区分	前連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		当連結会計年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		前連結会計年度比 増減	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	増減額（百万円）	増減率（%）
リテールソリューション	311,461	63	267,294	65	△44,167	△14
プリンティングソリューション	179,855	37	145,191	35	△34,664	△19
計	491,316	100	412,485	100	△78,831	△16
消去	△7,517	—	△6,791	—	726	—
合計	483,799	—	405,694	—	△78,105	△16

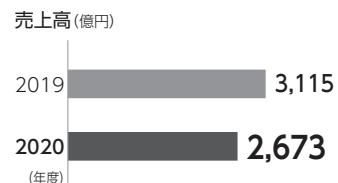
(注) 上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

リテールソリューション事業

売上高 2,673億円 前連結会計年度比 14%減

主要な事業内容

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品等を取り扱っているリテールソリューション事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、マーケットニーズにマッチした新商品の開発、主力・注力商品の拡販、エリア・マーケティングの推進、コスト競争力強化による収益体質向上等に銳意注力いたしました。

国内市場向けPOSシステムは、量販店向け販売は堅調に推移したものの、飲食業等の業績悪化に伴う投資意欲の低下や、新規出店計画の見直し等により、POSシステム全体では販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

海外市場向けPOSシステムは、北米及びアジア等で販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

国内市場向け複合機は、販売台数が減少したことから、売上は減少いたしました。

国内市場向けオートIDシステムは、製造業の設備投資抑制の影響により中高級機種を中心にバーコードプリンタの販売が伸び悩んだことから、売上は減少いたしました。

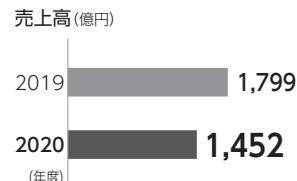
この結果、リテールソリューション事業の売上高は、2,672億94百万円（前連結会計年度比14%減）となりました。また、同事業の営業利益は、売上高の減少の影響等はあったものの、海外市場向けPOSシステムの損益が大幅に改善したことから、133億25百万円（前連結会計年度比7%減）となりました。

プリントイングソリューション事業

売上高 1,452億円 前連結会計年度比 19%減

主要な事業内容

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品等を取り扱っているプリントイングソリューション事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、競合他社との価格競争激化が続く厳しい事業環境の中で、構造改革を中心とした固定費削減を推進するとともに、コスト競争力の強化、生産性向上、LMR領域（物流・製造・店舗）を含むバーティカルソリューションの強化、DMS（Document Management Solution）及びMIS（Managed IT Service）といったオフィス向け統合管理ソリューションの推進等に銳意注力いたしました。

海外市場向け複合機は、中国で販売が堅調に推移したものの、その他の主要地域で販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

海外市場向けオートIDシステムは、中国等の一部地域で販売が堅調に推移したものの、その他の主要地域で販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

インクジェットヘッドは、国内及び海外顧客向けの販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

この結果、プリントイングソリューション事業の売上高は、1,451億91百万円（前連結会計年度比19%減）となりました。また、同事業の損益は、売上高が大幅に減少した影響等により、50億61百万円の営業損失（前連結会計年度は3億66百万円の営業損失）となりました。

(注) オートIDシステムとは、ハード・ソフトを含む機器により、自動的にバーコード、ICタグ等のデータを取り込み、内容を識別・管理するシステムをいいます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は、69億86百万円（前連結会計年度比30%減）であります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当連結会計年度に継続中の主要設備の新設、拡充

P O S システム及び複合機の新製品の金型。

③ 重要な設備の売却、撤去、滅失等

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資等に自己資金を充当しており、当連結会計年度中に増資及び社債発行等の特別な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルスワクチンの普及や各国における経済対策等の効果が期待されるものの、新型コロナウイルス感染状況の先行きは依然として不透明であり、当面の間、本格的な景気回復には至らないものと予想されます。

このような状況下におきまして、当社グループは、「店舗・オフィスを起点に顧客現場の課題を解決するソリューションパートナー」を目指し、「ソリューション事業拡大」、「コアビジネス業容拡大」及び「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」に、グループ一丸となって取り組む所存でございます。

また、当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大による経営への影響を低減するため、2020年度に実行した構造改革の効果を継続的に維持することに加え、更なる業務の効率化や間接経費のコントロール、製造原価改善等のコスト削減施策とともに、市場動向を踏まえた売上回復施策を実施してまいります。

なお、当社は、2021年4月1日付でプリントティングソリューション事業の名称をワークプレイスソリューション事業に変更するとともに、従来リテールソリューション事業に含めておりました国内市場向け複合機に関する事業をワークプレイスソリューション事業に移管しております。

2021年度（第97期）における各事業の主要施策は、次のとおりであります。

・リテールソリューション事業

主力商品である国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向けオートIDシステム、並びにそれらの関連商品の拡販と、トータルソリューションの提供に向けて、マーケットニーズにマッチした新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、サービス事業・サプライ事業の強化、販売サービス網の最適化等により、事業拡大を進めてまいります。

・ワークプレイスソリューション事業

主力商品である海外及び国内市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム、国内及び海外市場向けインクジェットヘッド、並びにそれらの関連商品の拡販と、幅広い商品群・マーケットを活かしたトータルソリューションの提供に向けて、戦略的新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、販売サービス網の最適化、新興国事業の強化等により、収益体質の強化に努めてまいります。

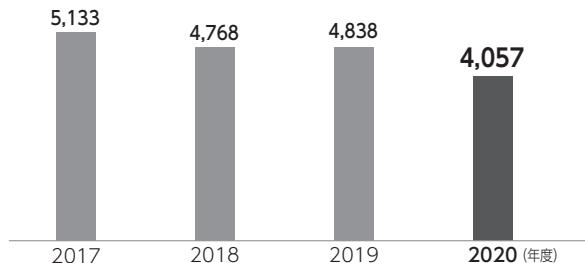
株主の皆様には格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

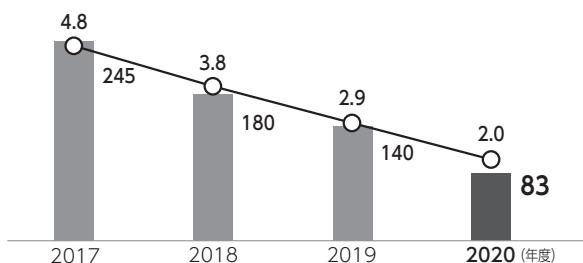
区分	2017年度 第93期	2018年度 第94期	2019年度 第95期	2020年度 第96期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	513,289	476,824	483,799	405,694
営 業 利 益 (百万円)	24,546	17,989	13,977	8,263
営 業 利 益 率 (%)	4.8	3.8	2.9	2.0
経 常 利 益 (百万円)	22,768	16,471	11,559	7,193
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,512	11,211	3,730	7,126
1株当たり当期純利益 (円)	318.73	204.00	67.84	129.55
総 資 産 (百万円)	282,630	275,055	288,473	289,313
純 資 産 (百万円)	93,215	100,758	96,384	109,862

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算出しております。

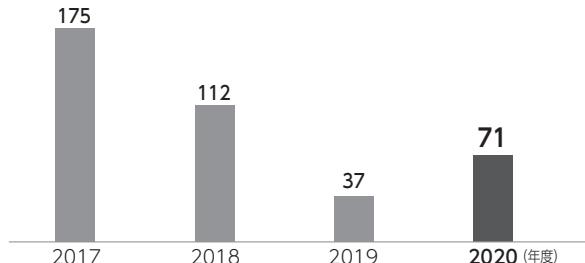
■ 売上高(億円)



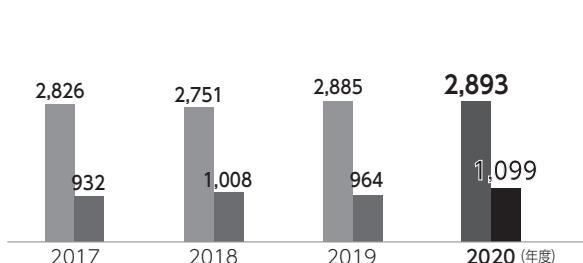
■ 営業利益(億円) ○ 営業利益率(%)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益(億円)



■ 総資産(億円) ■ 純資産(億円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

- ・親会社との関係

親会社名	資本金	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
(株) 東芝	200,558百万円	直接 間接	52.5 0.1
			資金運用のための預け入れ

- ・親会社との取引に関する事項

当社は、当社グループにおける効率的な資金運用のために(株)東芝に対して資金の預け入れを行っておりますが、資金の預け入れについては、同社以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レート等を勘案して決定しております。

のことから、当社取締役会は、親会社との当該取引が、当社独自の経営判断で決定されており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ・親会社グループにおける当社の位置づけ

当社は、東芝グループにおいて、リテール＆プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売等の事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動等、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

- ・親会社との間の重要な財務及び事業の方針に関する契約等

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

下記の重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は72社（前連結会計年度比6社減）であります。

会社名	資本金または出資金	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝アメリカビジネスソリューション社	307,673千 米ドル	50.1	プリンティングソリューション事業	米国
東芝グローバルコマースソリューション社	360,000千 米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	米国
東芝テックソリューションサービス(株)	200百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝テック深圳社	20,158千 米ドル	95.7	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テック香港調達・物流サービス社	2,000千 香港ドル	100.0	プリンティングソリューション事業	中国

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝テックドイツ画像情報システム社	11,000千ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	ドイツ
東芝テックシンガポール社	40,000千シンガポールドル	100.0	リテールソリューション事業	シンガポール
東芝テックフランス画像情報システム社	41,515千ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	フランス
テックインドネシア社	1,500千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	インドネシア
テックインフォメーションシステムズ株	140百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
東芝テックマレーシア製造社	35,000千マレーシアリンギット	100.0	プリンティングソリューション事業	マレーシア
東芝テック英國画像情報システム社	26,117千スターリングポンド	100.0	プリンティングソリューション事業	英国
(株)ティー・アル	20百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝グローバルコマースソリューション・イタリア社	115千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	イタリア
東芝テックカナダビジネスソリューション社	16,700千カナダドル	100.0	プリンティングソリューション事業	カナダ
東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社	689,087千メキシコペソ	* 100.0	リテールソリューション事業	メキシコ
東芝グローバルコマースソリューション・オランダ社	18千ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	オランダ
東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス株	100百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区

(注) ①当社の議決権比率の内、*印は間接所有を含めて表示しております。

②特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

主要な事業内容は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

区分	名称、所在地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
開 発 ・ 製 造 拠 点	静岡事業所（三島市、伊豆の国市）
販 売 拠 点 等	TEC 01 SIGHT SHOWROOM（東京都港区）、東北支社（仙台市）、北関東支社（さいたま市）、東京支社（東京都品川区）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中四国支社（広島市）、九州支社（福岡市）他46支店・営業所

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
リテールソリューション	8,891	501 (減)
プリントイングソリューション	9,159	893 (減)
当 社 本 社 部 門	461	109 (減)
合 計	18,511	1,503 (減)

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

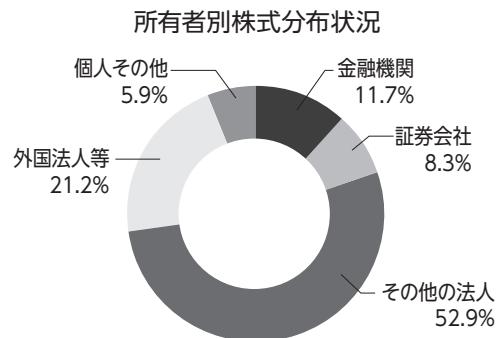
200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

55,012,977株 (自己株式2,616,163株を除く)

(3) 株主数

7,853名



(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
(株) 東芝	28,827	52.4
モルガン・スタンレー M U F G 証券(株)	3,103	5.6
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,601	2.9
ステートストリートバンク アンド トラスト カシングパニード 510312	1,357	2.5
クレディ・スイス証券(株)	1,300	2.4
ステートストリートバンク アンド トラスト カシングパニード 510311	1,245	2.3
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウンント	1,090	2.0
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	1,061	1.9
第一生命保険(株)	728	1.3
東芝テック社員持株会	693	1.3

(注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式総数により算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として取締役及び執行役員に交付した株式の状況

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
業務執行取締役	5,665	7
執行役員 (取締役兼務者を除く)	4,563	9

(注) 業務執行取締役以外の取締役及び監査役には、職務執行の対価として株式を交付しておりません。

(6) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 新株予約権等の状況

名称 (割当日)	行使期間	新株予約権 の数(個)	目的となる 株式の数(株)	1株当たり 払込金額(円)	1株当たり 行使価額(円)
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年8月31日)	2016年9月1日から 2046年8月31日まで	7	1,400	2,015	1
第10回株式報酬型新株予約権 (2017年8月9日)	2017年8月10日から 2047年8月9日まで	10	2,000	3,025	1
第11回株式報酬型新株予約権 (2018年8月9日)	2018年8月10日から 2048年8月9日まで	18	3,600	3,195	1
第12回株式報酬型新株予約権 (2019年7月23日)	2019年7月24日から 2049年7月23日まで	60	12,000	3,101	1

(注) ①上記の新株予約権は、業務執行取締役及び執行役員に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役及び執行役員は、原則として、行使期間内で、かつ取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

②当社は、2018年10月1日をもって、株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。これに伴い、「目的となる株式の数」及び「1株当たり払込金額」が調整されております。

(2) 取締役及び執行役員が保有する新株予約権等の状況

名称	業務執行取締役		執行役員（取締役兼務者を除く）	
	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	新株予約権の数(個)	保有者数(名)
第9回株式報酬型新株予約権	7	1	—	—
第10回株式報酬型新株予約権	10	2	—	—
第11回株式報酬型新株予約権	18	4	—	—
第12回株式報酬型新株予約権	28	5	32	8

(注) 業務執行取締役以外の取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	錦織 弘信	社長執行役員、リスク・コンプライアンス統括責任者（C R O） 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	内山昌巳	専務執行役員、社長補佐、リテール・ソリューション事業本部長
取締役	井上幸夫	常務執行役員、財務統括責任者（CFO）、内部管理体制推進担当、財務部長
取締役	金田仁	常務執行役員、法務担当、総務部長 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	山口直大	執行役員、生産・調達・SCM統括センター長、全社生産統括責任者 東芝テック深圳社 董事長
取締役	武井純一	執行役員、IT戦略システム担当、リテール海外事業推進担当、 経営企画部長、全社営業統括責任者
取締役	加茂正治	(株)東芝 執行役上席常務、経営企画部担当、グループ経営統括部担当、 経営企画部バイスプレジデント 指名・報酬諮問委員会委員長
社外取締役	桑原道夫	東京外国语大学 監事 片倉工業(株) 社外取締役
社外取締役	長瀬眞	指名・報酬諮問委員会委員 (株)ハピネット 社外取締役 三菱地所(株) 社外取締役
社外取締役	森下洋司	一
社外取締役	青木美保	昭和女子大学食安全マネジメント学科 准教授 (株)日立物流 社外取締役
監査役	佐藤吉成	(常勤)
監査役	富沢幸樹	(常勤)
社外監査役	奥宮京子	弁護士
社外監査役	梅葉芳弘	専修大学大学院経済学研究科 客員教授

（注）①2020年6月26日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長 池田隆之氏、取締役 和田あゆみ氏、監査役 鈴木道雄氏及び社外監査役 田淵秀夫氏は、任期満了により退任いたしました。

②2020年9月30日をもって、取締役 山田雅広氏は、辞任により退任いたしました。なお、同氏の辞任時の地位、担当及び重要な兼職の状況は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	山田雅広	常務執行役員、プリンティング・ソリューション事業本部長
③代表取締役社長	錦織弘信氏、取締役 加茂正治氏、社外取締役 森下洋司氏、同 青木美保氏、監査役 富沢幸樹氏及び社外監査役 梅葉芳弘氏は、第95期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。	
④監査役 佐藤吉成氏及び同 富沢幸樹氏は、当社の経理・財務に関する業務に長年に亘り従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。		

⑤社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、同 青木美保氏及び社外監査役 梅葉芳弘氏の重要な兼職先と当社との間に開示すべき関係はありません。

⑥当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、同 森下洋司氏、同 青木美保氏、社外監査役 奥宮京子氏及び同 梅葉芳弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

⑦2021年4月1日付及び同年5月1日付にて、次のとおり担当及び重要な兼職の状況に変更がありました。

- ・2021年4月1日付

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	山口直大	執行役員、生産調達戦略部長、全社生産統括責任者 東芝テック深圳社 董事長
取締役	武井純一	執行役員、IT戦略システム担当、経営企画部長、全社営業統括責任者
取締役	加茂正治	㈱東芝 執行役上席常務、経営企画部担当、経営企画部バイスプレジデント

- ・2021年5月1日付

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	山口直大	執行役員、生産調達戦略部長、全社生産統括責任者

⑧当社は、執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在の執行役員の員数は16名で、上記の取締役兼務者を除く執行役員の構成は、執行役員 日吉武司氏、同 江口健氏、同 古山浩之氏、同 河野英治氏、同 小山幸男氏、同 鈴木淳史氏、同 平等弘二氏、同 大西泰樹氏、同 田中康己氏及び同 嶋崎裕之氏の10名となっております。なお、2021年3月31日をもって、執行役員 嶋崎裕之氏は、任期満了により退任いたしました。また、同年4月1日付にて、執行役員 江口健氏が常務執行役員に昇格するとともに、湯沢正志氏が常務執行役員に新たに就任し、執行役員の員数は16名となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、取締役会において、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

ア. 取締役の個人別報酬の決定に関する基本方針

取締役に対する報酬は、優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させること、及び中長期的な企業価値の向上を図ることを主眼に決定することを基本方針とする。

イ. 報酬水準

当社の発展を担う優秀な経営人材を確保・維持できる報酬水準とする。具体的決定に当たっては、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準を勘案する。なお、報酬水準は、経営環境の変化等に応じて、適時・適切に見直すものとする。

ウ. 業務執行取締役の報酬

- ・業務執行取締役に対する報酬は、役位に応じた固定報酬及び業績連動報酬とし、両報酬ともに金銭及び株式により支給する。
- ・業績連動報酬は、業績評価期間（原則として1事業年度）の業績指標の達成度合いに応じて支給額を決定し、役位に応じて設定した割合により、金銭及び株式により支給する。
- ・株式として支給する報酬は、譲渡制限付株式報酬（固定報酬）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬（業績連動報酬）とし、退任時までの譲渡制限を付すことにより、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを有効に機能させるものとする。

- ・国内非居住者については、法令その他の事情を勘案し、株式に代えて仮想株式（ファンタム・ストック）を付与し、それに一定期間経過後の株価を乗じた額の金銭を支給することができる。

工. 社外取締役の報酬

社外取締役に対する報酬は、金銭による固定報酬とする。

才. 報酬の種類別の割合

固定報酬（金銭）、譲渡制限付株式報酬、業績連動報酬（金銭）、業績連動型譲渡制限付株式報酬の割合は、当社が目標とする一定の業績が達成された場合、代表取締役社長において、概ね50：8：17：25を目安とする。代表取締役社長以外の業務執行取締役については、代表取締役社長と比べ、固定報酬（金銭）の割合をやや高めに設定する。

力. その他

- ・取締役の個人別の報酬等は、取締役会において決定するものとし、取締役その他の第三者への委任は行わない。
- ・取締役の個人別報酬の算定方法、報酬額または株数等は、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、同委員会の審議結果を尊重することを前提として、取締役会において決定する。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が、取締役会の諮問に基づき、当該報酬等の内容の妥当性等について複数回に亘り審議を行うとともに、同委員会の委員長が、当該審議結果について取締役会に答申しており、取締役会は、同委員会の審議結果を尊重することを前提として、当該報酬等の内容を決定しております。したがって、取締役会は、当該報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬に関する事項

監査役に対する報酬は、金銭による固定報酬とし、その額は監査役の協議により決定いたします。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 当社は、2016年6月24日開催の第91期定期株主総会決議により、取締役の金銭報酬の総額は年額300百万円以内（内、社外取締役42百万円以内）、監査役の金銭報酬の総額は年額110百万円以内と定めております。なお、当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は10名（内、社外取締役2名）であり、監査役の員数は4名であります。

イ. 当社は、2020年6月26日開催の第95期定期株主総会決議により、上記の報酬枠とは別に、業務執行取締役に対して、「譲渡制限付株式報酬」及び「業績連動型譲渡制限付株式報酬」制度を導入しており、当該制度に基づき業務執行取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬については年額30百万円以内、業績連動型譲渡制限付株式報酬については年額100百万円以内とし、合計年額130百万円以内と定めるとともに、当該制度に基づき業務執行取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数は、譲渡制限付株式報酬については年14,000株以内、業績連動型譲渡制限付株式報酬については年46,000株以内とし、合計年60,000株以内と定めております。なお、当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は12名（内、社外取締役4名）であり、業務執行取締役の員数は7名であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)	
		金銭報酬		非金銭報酬等			
		固定報酬	業績連動報酬等	業績連動型 譲渡制限付 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬		
取 締 役 (社外取締役を除く)	210	138	24	26	20	8	
社 外 取 締 役	34	34	—	—	—	4	
監 査 役 (社外監査役を除く)	43	43	—	—	—	3	
社 外 監 査 役	14	14	—	—	—	3	

(注) ①取締役（社外取締役を除く）については、当事業年度末現在の取締役7名と当事業年度中に退任した取締役3名とを合わせ、このうち、無報酬の非業務執行取締役2名を除いて表示しております。

②監査役（社外監査役を除く）については、当事業年度末現在の監査役2名と当事業年度中に退任した監査役1名とを合わせて表示しております。

③社外監査役については、当事業年度末現在の社外監査役2名と当事業年度中に退任した社外監査役1名とを合わせて表示しております。

④業務執行取締役に対して、業績連動報酬等として業績連動報酬（金銭）及び業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給いたします。

業績連動報酬等の額または数の算定の基礎とする業績指標は、収益性、成長性及び資産効率等の定量的指標並びに将来の事業達成に繋がる取り組み等の定性的指標を組み合わせることとしており、当連結会計年度においては、当社が経営指標として重視している営業利益率（ROS）、キャッシュ・フロー及び売上高等を定量的指標として採用しております。なお、業績連動報酬等の算定の基礎とする主要な定量的指標の当連結会計年度の実績は、営業利益率（ROS）は2.0%、営業活動によるキャッシュ・フローはプラス92億40百万円、売上高は4,056億94百万円となりました。

業績連動報酬等の額または数の算定方法は、次のとおりであります。

- ・業績連動報酬（金銭）

業績評価期間（原則として1事業年度）の業績指標の達成度合いに応じた係数に、役位別に定められた基準額を乗じた額といたします。

- ・業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動報酬（金銭）の額に、役位別に定められた株式報酬比率を乗じた額を、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として業務執行取締役に特に有利にならない金額で割った数といたします。

⑤業務執行取締役に対して、非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給いたします。

業務執行取締役は、当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として扱ふことで、当社の普通株式について発行または処分を受けることとし、当社の普通株式の発行または処分に当たってのその1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

業務執行取締役に当社が発行または処分する当社の普通株式を割り当てるに当たっては、当社と業務執行取締役との間で、(ア)一定期間、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、(イ)一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	桑原道夫	当事業年度に開催した取締役会17回の全て（100%）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催した同委員会6回の全て（100%）に出席し、取締役及び監査役候補者の指名、執行役員の選任、取締役及び執行役員の報酬等について審議するなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役	長瀬眞	当事業年度に開催した取締役会17回の全て（100%）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催した同委員会6回の全て（100%）に出席し、取締役及び監査役候補者の指名、執行役員の選任、取締役及び執行役員の報酬等について審議するなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役	森下洋司	就任後に開催した取締役会14回の全て（100%）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行の監督等を行っております。
社外取締役	青木美保	就任後に開催した取締役会14回の全て（100%）に出席し、意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行うなど、独立した客観的立場から当社の意思決定及び業務執行の監督等を行っております。

② 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	奥宮京子	当事業年度に開催した取締役会17回及び監査役会15回の全て（100%）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性等を確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	梅葉芳弘	就任後に開催した取締役会14回及び監査役会10回の全て（100%）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性等を確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、同 森下洋司氏、同 青木美保氏、社外監査役 奥宮京子氏及び同 梅葉芳弘氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当社の会計監査人としての報酬等の額	136
当社グループが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	154

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、リスクの認識及び監査手法等の評価を行い、また、社内関係部門から必要な資料を入手し報告を受け、報酬見積りの算出根拠の妥当性について検討を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載する子会社の内、全ての海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

(6) その他会計監査人に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針（2021年3月31日現在）

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社グループの業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。
- イ. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に隨時取締役会で報告させる。
- ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
- エ. 監査役は、定期的に取締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
- オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
- イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクラシックリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。
- カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。
- イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
- イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施する。
- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。

⑧ 前号の使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

⑨ 監査役への報告に関する体制

ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。

イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。

ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。

イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会が策定した「グループ行動基準」に則り、高い倫理観と遵法の精神をもって職務を執行しております。
 - イ. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に隨時取締役会で報告させております。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から半期に1回経営監査結果の報告を受けております。
 - エ. 監査役は、定期的に取締役及び執行役員に対しヒアリングを行っております。また、監査役は、経営監査部門長から経営監査結果について都度報告を受けております。
 - オ. 当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」に取締役、執行役員及び従業員が監査役に対して報告すべき事項を定め、監査役が重要な法令違反等について取締役、執行役員及び従業員から報告を受けるための体制を整備しております。また、監査役は、個別の事案に関して、必要に応じて関係部門に情報提供を求め報告を受けております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関する報告はありませんでした。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等を、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき適切に保存、管理しております。
 - イ. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要な情報を、文書または電子データの形式により一覧性・検索性の高い状態で保存、管理し、取締役、執行役員及び監査役が容易に閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのクライシスリスク管理及びコンプライアンスに係る重点施策等（以下、施策等という。）を審議、決定するとともに、施策等の実行に必要な体制を構築し、施策等を推進しております。また、CROは、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に施策等の実行フォローを行い実効性の確認を行うとともに、必要に応じて施策等を改善することにより、当社グループ全体の損失の危険を最小化するよう努めております。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進しております。また、特にビジネスリスクが想定される案件については、ビジネスリスクの評価プロセスの妥当性、他に検討すべきリスク、対応策の妥当性等について検討した上で、必要な施策を立案、推進しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を、実現可能性及び基本方針との整合性等について審議した上で、承認しております。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化しております。
- ウ. 取締役及び執行役員は、取締役会から与えられた自らの権限及び責任に基づき、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定しております。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、案件の重要性に応じて取締役会、経営会議、経営決定書等の適切な決定機関で審議の上、業務の決定を行っております。
- オ. 取締役及び執行役員は、半期及び年度毎に経営会議等で審議の上、当社及び子会社の業績評価を適切に行っております。
- カ. 当社は、情報セキュリティ強化の観点から、「情報セキュリティ管理基本規程」等を定め、情報の適正な管理を実施しており、取締役及び執行役員は、当該規程等に基づき、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、当社グループの役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じ実施することにより、役員及び従業員に「グループ行動基準」の遵守を徹底しております。
- イ. 上記「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ア.」に記載のとおりであります。
- ウ. 当社は、リスク・コンプライアンス部門及び社外の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設置するとともに、当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めております。取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用し、問題の早期発見と適切な対応を行うとともに、役員及び従業員による当該制度の利用を促進するため、社内のインフラネット等で当該制度の周知を図っております。また、取締役及び執行役員は、内部通報制度への通報実績を適宜監査役に報告しております。なお、当事業年度において重大な法令違反等に関する報告はありませんでした。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、東芝グループにおいて、リテール＆プリントイングソリューション事業を担い、開発・製造・販売等の事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動等、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。
- イ. 子会社は、当社の要請に基づき「グループ行動基準」を採択、実施しており、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備しております。また、当社は、子会社に対し、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、子会社の役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じて実施するよう要請しており、子会社は、当社の要請に応じ当該教育等を実施しております。
- ウ. 当社は、子会社に対し、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「権限基準」及び「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告し、または当社の事前承認を得るよう周知、徹底しております。
- エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させております。また、当社は、子会社を対象にした自主モニタリングシステムを導入しており、各子会社は、当該システムにより自社の内部管理体制の整備・運用状況を確認し、必要な改善対応を実施しております。当社は、当該システムを通じて各子会社における内部管理体制の状況を確認し、各子会社に対して必要な指導・支援を実施しております。
- オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築しております。

- 力. 経営監査部門長は、監査計画に従い、子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施し、監査結果を取締役社長及び監査役等に報告しております。また、子会社の取締役社長に監査結果を通知するとともに、監査指摘事項への対応状況を確認し、取締役社長及び監査役等に報告しております。
- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築することにより、当社グループの利益の最大化を図っております。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、従業員2名を専任者として配置しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行っております。当該従業員は、監査役室の専任者であり、もっぱら監査役の指揮命令に従って業務を行っております。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
ア. 取締役、執行役員及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたときは、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、監査役に対して都度報告を行っております。
- イ. 国内の子会社は、当事業年度中に2回開催された「グループ監査役連絡会」や当社監査役による往査等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告しております。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供し、監査役は出席した会議において必要な発言を適宜行っております。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
ア. 当社は、監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に定めております。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条及び「監査役監査基準」に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を監査役に支払うための処理を行っております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、監査役が定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、定期的かつ必要に応じて監査役と情報交換等を行っております。
- イ. 取締役、執行役員及び従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を適切に監査役に報告しております。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針及び計画について監査役と事前協議を行い、当該協議に基づき経営監査を実施するとともに、経営監査結果を監査役に都度報告しております。
- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について、定期的に会計監査人に説明及び報告を行わせております。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算及び四半期決算について、取締役会の承認等の前に必ず監査役に説明を行っております。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事については、監査役に事前連絡及び説明を行った上で、決定しております。
- キ. 取締役及び執行役員は、内部統制関連部門による業務プロセスを対象とした監査の実施結果等を、監査役に都度報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

- ・ 剰余金の配当

剰余金の配当については、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の基本方針を踏まえつつ、当事業年度の業績や経営環境等を総合的に勘案した結果、中間配当は無配、期末配当は1株当たり20円とし、年間配当は前事業年度に比べ10円減配して1株当たり20円とさせていただきます。

- ・ 自己株式の取得

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、適切に実施してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額は、億円単位は表示単位未満を四捨五入、百万円単位は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、事業報告中の株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

		(単位：百万円)			(単位：百万円)
科目	金額	科目	金額		
資産の部					
流動資産	181,797	負債の部	125,346		
現金及び預金	42,179	支払手形及び買掛金	48,509		
グループ預け金	10,064	短期借入金	542		
受取手形及び売掛金	63,928	リース債務	7,178		
商品及び製品	31,582	未払金	20,809		
仕掛品	4,376	未払法人税等	1,375		
原材料及び貯蔵品	6,944	前受収益	15,014		
その他	24,115	その他	31,917		
貸倒引当金	△1,394	固定負債	54,104		
固定資産	107,516	長期借入金	1,019		
有形固定資産	45,168	リース債務	18,484		
建物及び構築物	6,074	退職給付に係る負債	26,624		
機械装置及び運搬具	10,133	その他	7,976		
工具、器具及び備品	5,126	負債合計	179,450		
土地	1,270	純資産の部			
リース資産	21,167	株主資本	87,273		
建設仮勘定	1,395	資本金	39,970		
無形固定資産	11,510	資本剰余金	57		
のれん	1,633	利益剰余金	52,616		
顧客関連資産	355	自己株式	△5,372		
その他	9,521	その他の包括利益累計額	15,436		
投資その他の資産	50,837	その他有価証券評価差額金	1,681		
投資有価証券	5,170	繰延ヘッジ損益	△16		
退職給付に係る資産	4,621	為替換算調整勘定	10,805		
繰延税金資産	27,367	最小年金負債調整額	△832		
その他	13,768	退職給付に係る調整累計額	3,799		
貸倒引当金	△91	新株予約権	57		
資産合計	289,313	非支配株主持分	7,094		
		純資産合計	109,862		
		負債純資産合計	289,313		

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		405,694
売上原価		243,421
売上総利益		162,272
販売費及び一般管理費		154,009
営業利益		8,263
営業外収益		
受取利息及び配当金	318	
為替差益	832	
その他	484	1,635
営業外費用		
支払利息	506	
デリバティブ評価損	673	
固定資産除売却損	48	
支払手数料	353	
その他	1,123	2,705
経常利益		7,193
特別利益		
環境対策費戻入益	284	284
特別損失		
投資有価証券評価損	25	
事業構造改革費用	7,628	7,653
税金等調整前当期純損失（△）		△176
法人税、住民税及び事業税	1,212	
法人税等調整額	△6,614	△5,402
当期純利益		5,225
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△1,900	△1,900
親会社株主に帰属する当期純利益		7,126

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	39,970	24	46,040	△5,422	80,612
当期変動額					
剰余金の配当			△549		△549
親会社株主に帰属する			7,126		7,126
当期純利益				△12	△12
自己株式の取得				62	95
自己株式の処分	33				
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	33	6,576	50	6,660
当期末残高	39,970	57	52,616	△5,372	87,273

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	最小年金 負債調整額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,208	△4	7,795	△521	△1,691	6,786	110	8,873	96,384
当期変動額									
剰余金の配当									△549
親会社株主に帰属する									7,126
当期純利益									
自己株式の取得									△12
自己株式の処分									95
株主資本以外の項目の									
当期変動額(純額)	473	△12	3,010	△311	5,490	8,650	△53	△1,779	6,817
当期変動額合計	473	△12	3,010	△311	5,490	8,650	△53	△1,779	13,478
当期末残高	1,681	△16	10,805	△832	3,799	15,436	57	7,094	109,862

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	(単位：百万円)	科目	(単位：百万円)
資産の部		負債の部	
流動資産	100,911	流動負債	95,844
現金及び預金	11,537	買掛金	42,541
グループ預け金	9,662	未払金	8,212
受取手形	2,442	未払費用	6,099
売掛金	42,083	預り金	34,116
商品及び製品	12,148	その他	4,874
仕掛品	641		
原材料及び貯蔵品	2,424		
未収入金	7,812		
短期貸付金	44,075		
その他	1,860		
貸倒引当金	△33,777		
固定資産	96,548	固定負債	18,137
有形固定資産	10,704	退職給付引当金	15,803
建物	4,206	その他	2,334
構築物	128		
機械及び装置	756		
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	3,209		
土地	1,189		
リース資産	11		
建設仮勘定	1,202		
無形固定資産	6,965		
ソフトウエア	5,248		
その他	1,717		
投資その他の資産	78,877		
投資有価証券	4,989		
関係会社株式	41,819		
関係会社出資金	8,868		
繰延税金資産	11,536		
差入保証金	2,546		
長期未収入金	7,338		
その他	1,851		
貸倒引当金	△73		
資産合計	197,459		
		負債合計	113,982
		純資産の部	
		株主資本	81,801
		資本金	39,970
		資本剰余金	80
		その他資本剰余金	80
		利益剰余金	47,122
		利益準備金	714
		その他利益剰余金	46,408
		圧縮記帳積立金	51
		繰越利益剰余金	46,356
		自己株式	△5,372
		評価・換算差額等	1,617
		その他有価証券評価差額金	1,633
		繰延ヘッジ損益	△16
		新株予約権	57
		純資産合計	83,476
		負債純資産合計	197,459

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		216,332
売上原価		160,205
売上総利益		56,126
販売費及び一般管理費		58,296
営業損失（△）		△2,169
営業外収益		
受取利息	416	
受取配当金	3,871	
為替差益	78	
その他	157	4,524
営業外費用		
支払利息	205	
支払手数料	353	
海外源泉税	208	
その他	289	1,056
経常利益		1,297
特別利益		
関係会社株式売却益	214	
貸倒引当金戻入額	10,912	11,126
特別損失		
投資有価証券評価損	25	
事業構造改革費用	4,299	4,324
税引前当期純利益		8,099
法人税、住民税及び事業税	△342	
法人税等調整額	4	△337
当期純利益		8,437

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	圧縮記帳積立金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	39,970	47	47	659	51	38,524	39,235	△5,422 73,831
当期変動額								
剰余金の配当				54		△604	△549	△549
当期純利益						8,437	8,437	8,437
自己株式の取得							△12	△12
自己株式の処分	33	33					62	95
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	–	33	33	54	–	7,832	7,887	50 7,970
当期末残高	39,970	80	80	714	51	46,356	47,122	△5,372 81,801

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,189	△4	1,184	110	75,126
当期変動額					
剰余金の配当					△549
当期純利益					8,437
自己株式の取得					△12
自己株式の処分					95
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	444	△12	432	△53	379
当期変動額合計	444	△12	432	△53	8,349
当期末残高	1,633	△16	1,617	57	83,476

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萩森正彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村田賢士	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝テック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 萩森正彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村田賢士	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝テック株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

東芝テック株式会社 監査役会
 監査役（常勤） 佐藤吉成㊞
 監査役（常勤） 富沢幸樹㊞
 社外監査役 奥宮京子㊞
 社外監査役 梅葉芳弘㊞

以上

メモ

メモ

